

東京消防庁に寄せられた都民の声（令和3年12月分）

◆ 受付件数（速報値）と区分

相談	意見	要望	苦情	感謝	問合せ	情報	その他	合計
86	43	110	91	276	129	21	24	780

相談…消防に関する困りごとについて、判断の指針や助言を求めるもの

意見…消防行政施策等に対する賛否、感想、提案等

要望…消防に関する行政施策の実現を望むもの

苦情…施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの

感謝…消防行政施策等に対して感謝の意を表してきたもの

問合せ…知りたい内容を明示して尋ねるもの（施設所在地、手続き等）

情報…消防業務に関して提供された情報

◆ 寄せられた都民の声と対応事例

【問合せ】

（都民の声）

建物の安全性を知るための情報は公表されていますか。どこで見られますか。

（回答）

東京消防庁管内の建物における一定の消防法違反（※）について、当該違反内容を関係者に通知してから一定期間経過後においても同一の違反が認められる場合に「建物名称、所在及び違反の内容」を東京消防庁公式アプリのマップ機能やホームページ及び東京消防庁マップ、管轄消防署等の窓口にて公表しています。

※ 該当となる一定の消防法違反について詳しくはこちらをご覧ください。

（URL）https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/kk/ihan/ihan_00.html#02

【参考】東京消防庁マップ

（URL）<https://firemap.tokyo.dsvc.jp/>

【問合せ】

（都民の声）

建物の共有通路や階段に、物が置かれています。もし火災が起きたら避難の邪魔になるのではないかと不安です。物を置いてはいけないことは消防法等で定められているのですか。注意を呼びかけたいので、根拠となる法令があれば教えてください。

（回答）

消防法第8条の2の4並びに東京都の火災予防条例第53条の2及び第54条で避難施設等の管理について定められています。

消防法第8条の2の4では、管理について権原を有する者は避難施設に避難の支障となる物件を置かないこととし、火災予防条例第53条の2では何人も、同条例第54条では、防火対象物の関係者は、避難施設に、火災の予防又は避難に支障となる施設を設け、又は物件を置かないこととしています。

また、避難施設に、火災の予防又は避難に支障となる施設を設け、又は物件を置くことは、放火などの出火危険や火が燃え広がるといった延焼危険、さらには

避難の障害となるといった観点から好ましくありません。

上記法令に抵触するかどうかは、管轄の消防署が立入検査等を実施した際に、施設又は物件の種類、規模、設置又は存置されている場所、長期放置されていないかといった管理状況等を踏まえて判断しております。